

ページ	項目	変更・修正 後	変更・修正 前	係(または担当)
9	障害者総合支援法によるサービス、自立支援給付	サービス追加 別添等給付の欄、・自立訓練と・就労移行支援の間に、 <b>就労選択支援</b> を入れる		安田
10	主なサービス一覧、障がい福祉サービス	サービス追加 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の下の行に以下を入れる サービスの欄：就労選択支援 サービスの内容の欄：障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適正等にあった選択の支援を行います。		安田
16	就学前の障害児通所支援に係る利用者負担額の無償化	(2)対象となる期間 満3歳になって初めての4月1日から、小学校入学までの3年間 ただし、①②③は0歳から2歳までの児童(年度内に満3歳に達した児童で、満3歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を含みます)も渋谷区の独自助成により無償化を実施します。	(2)対象となる期間 満3歳になって初めての4月1日から、小学校入学までの3年間	安田
17	窓口別サービス一覧表	知的福祉係 内容:移動支援 組織改正により経理係から知的福祉係へ移動。	経理係 内容:移動支援	経理
18	障害者相談員	■身体障害者相談員 本田 達子 稲ヶ谷在住 3320-6444	■身体障害者相談員 渡辺 勝義 板橋区在住 6909-8228	身体
19	渋谷区障がい者基幹相談支援センター	■問い合わせ先 〒150-010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階 ■受付時間(専門相談)予約制 月曜日～金曜日 9時～17時	■問い合わせ先 〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎5階 ■受付時間(専門相談)予約制 月曜日 火曜日 水曜日 金曜日 10時～16時	福祉計画推進係
24	地域総合相談支援係	■事業者名(追記) 福祉なんでも相談窓口 20ページ ■問い合わせ先(追記) 地域総合相談支援係(2階) 電話: 6452-5072 FAX: 3476-4904		社会福祉協議会
30	特別障害者手当(国の制度)	■手当額 月額30,450円(2026年4月1日現在) ※物価スライド制で見直しされることがあります。	■手当額 月額29,590円(2025年4月1日現在) ※物価スライド制で見直しされることがあります。	給付
31	障害児福祉手当(国の制度)	■手当額 月額16,560円(2026年4月1日現在) ※物価スライド制で見直しされることがあります。	■手当額 月額16,100円(2025年4月1日現在) ※物価スライド制で見直しされることがあります。	給付
31	経過措置の福祉手当(国の制度)	■手当額 月額16,560円(2026年4月1日現在) ※物価スライド制で見直しされることがあります。	■手当額 月額16,100円(2025年4月1日現在) ※物価スライド制で見直しされることがあります。	給付
35	障害基礎年金(国民年金)	■対象 3(2036年3月31日までの特別措置) ■年金額(2026年4月1日現在) 1級障害基礎年金1,059,125円 2級障害基礎年金847,300円 ・支給権者に生計を維持されている18歳未満の子(その子に障害等級1・2級の障がいがある場合は20歳未満)がいるときは、2人までは243,800円、3人目からは81,300円が加算されます。	■対象 3(2026年3月31日までの特別措置) ■年金額(2025年4月1日現在) 1級障害基礎年金1,039,625円 2級障害基礎年金831,700円 ・支給権者に生計を維持されている18歳未満の子(その子に障害等級1・2級の障がいがある場合は20歳未満)がいるときは、2人までは239,300円、3人目からは79,800円が加算されます。	国民健康保険課
36	特別障害給付金(国)	■支給額(2026年4月1日現在) 1級障害基礎年金 月額 58,650円 2級障害基礎年金 月額 46,920円	■支給額(2025年4月1日現在) 1級障害基礎年金 月額 56,850円 2級障害基礎年金 月額 45,480円	国民健康保険課
41	小児慢性特定疾病の医療費助成(都の制度)	■対象 区内在住の18歳未満の方で、下記の小児慢性特定疾病(※)に該当する方(18歳に達した時点ですでに医療委任状の交付を受けている方は、20歳に達するまで延長できます。)	■対象 区内在住の18歳未満の方で、下記の小児慢性特定疾病(※)に該当する方(18歳に達した時点ですでに医療委任状の交付を受けている方は、20歳に達するまで延長できます。)	健康推進部地域保健課
43	自立支援医療(精神通院)	問い合わせ先 ○申請窓口 03-3463-1905	問い合わせ先 ○申請窓口 03-3463-1095	精神
44	在宅重症心身障害児(者)訪問事業	心と体の両方に障がいを持つお子さんや <b>医療的ケアが必要なお父さん</b> 、そのご家族のために看護が訪問し、安定した在宅生活が送れるようお手伝いします。 ■対象 重度の知的障がいおよび重度の肢体不自由が重複しており、18歳までにその状態となった、日常生活において特別な介護を必要とする方及び <b>医療的ケア</b> 。	心と体の両方に障がいを持つお子さんとそのご家族のために看護が訪問し、安定した在宅生活が送れるようお手伝いします。 ■対象 重度の知的障がいおよび重度の肢体不自由が重複しており、18歳までにその状態となった、日常生活において特別な介護を必要とする方。	健康推進部地域保健課
48	重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業	■利用内容 1年度に2 8 8時間(1回あたり2時間から4時間まで30分単位)	■利用内容 1年度に1 4 4時間(1回あたり2時間から4時間まで30分単位)	身体
48	重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業	■対象 ④現在、訪問看護サービスによる医療的ケアを受けている又は、訪問看護によるケアや見守り等が必要であると医師が判断している。	■対象 ④現在、訪問看護サービスによる医療的ケアを受けている。	身体
54	日常生活用具の給付種目一覧表	種目：特殊便器 その他条件：ウォッシュレット(住宅改修を伴うものを除く)	種目：特殊便器 その他条件：温水洗浄便座(住宅改修を伴うものを除く)	身体
55	日常生活用具の給付種目一覧表	種目：自家発電装置※2 その他条件：在宅で人工呼吸器を使用している方 ガソリン、ガスボンベ等で動作する正弦波インバーター発電装置 意見書必要	種目：自家発電装置※2 その他条件：在宅で人工呼吸器を使用している方 ガソリン、ガスボンベ等で動作する正弦波インバーター発電装置	身体
55	日常生活用具の給付種目一覧表	種目：蓄電池※2 その他条件：在宅で人工呼吸器を使用している方 蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で定格出力が300ワット以上のもの 意見書必要	種目：蓄電池※2 その他条件：在宅で人工呼吸器を使用している方 蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で定格出力が300ワット以上のもの	身体
55	日常生活用具の給付種目一覧表	種目：カーインバイター※2 その他条件：在宅で人工呼吸器を使用している方 自動車用バッテリー当の直流(DC)電源を正弦波交流(AC)電源に変換できるもの 意見書必要	種目：カーインバイター※2 その他条件：在宅で人工呼吸器を使用している方 自動車用バッテリー当の直流(DC)電源を正弦波交流(AC)電源に変換できるもの	身体
55	日常生活用具の給付種目一覧表	項目追加 種目：サーモベスト その他条件：体温調整が著しく難しい者 意見書必要		身体
55	日常生活用具の給付種目一覧表	項目追加 種目：紫外線カットクリーム その他条件：紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者 1年度に1回基準額まで 意見書必要		身体

ページ	項目	変更・修正 後	変更・修正 前	係(または担当)
56	日常生活用具の給付種目一覧表	種目：人口喫煙 耐用年数4年 基準額 8,100	種目：人口喫煙 耐用年数4年 基準額 8,100	
56	日常生活用具の給付種目一覧表	種目：紙おむつ又は洗滌用具 その他条件：脳原性又は二分骨性による排泄機能障害もしくは排便機能障害のある肢体不自由の方 直腸又は膀胱機能障害かつ、ストマ用器具を装着できないため、常に紙おむつ等を使用している方 <b>紙おむつ・サラン、ガーゼ、脱脂綿等衛生用品・洗滌器具のいずれかの物品</b>	種目：紙おむつ又は洗滌用具 その他条件：脳原性又は二分骨性による排泄機能障害もしくは排便機能障害のある肢体不自由の方 直腸又は膀胱機能障害かつ、ストマ用器具を装着できないため、常に紙おむつ等を使用している方	身体
57	住宅改修費	■障壁と対象 小規模改修の対象者 ③難病患者で、①又は②と同等の障がいのある方	■障壁と対象 小規模改修の対象者 ③難病患者等で、下肢又は体幹に係る障がいのある方	身体
59	紙おむつ購入費の助成	■問い合わせ先 渋谷区社会福祉協議会 地域支援事業課 地域福祉係 〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階 電話5457-2200 FAX3476-4904	■問い合わせ先 渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課 地域福祉係 〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階 電話5457-2200 FAX3476-4904	身体
60	やすらぎサービス(住民参加型在宅福祉サービス)	■問い合わせ先 渋谷区社会福祉協議会 地域支援事業課 地域福祉係 〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階 電話5457-2200 FAX3476-4904	■問い合わせ先 渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課 地域福祉係 やすらぎサービス担当 〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階 電話5457-2200 FAX3476-4904	社会福祉協議会
61	生活福祉資金の貸付	■問い合わせ先 渋谷区社会福祉協議会 地域支援事業課 地域福祉係 〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階 電話5457-2200 FAX3476-4904	■問い合わせ先 渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課 地域福祉係 〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階 電話5457-2200 FAX3476-4904	社会福祉協議会
63	緊急介護人の派遣	■給付券の内容 名称:宿泊介護給付券(12時間券) 交付内容:21時～翌日9時の間で使用、年3枚交付。	■給付券の内容 名称:宿泊介護給付券(12時間券) 交付内容:21時～翌日9時の間で使用、年3枚交付(必要なときに交付します。)	給付
69	移動支援	■対象 ①身体障害者手帳の交付を受けている視覚・聴覚障がい・ <b>体幹又は下肢に障害があり肢体不自由1級又は2級に相当する方</b> ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ■移動支援を利用できる「外出」の範囲 通学支援 都内の特別支援学校又は公立小学校・中学校への通学のうち、①～③に該当するもの。 ②学校から放課後等デイサービス、 <b>放課後クラブ、日中一時支援</b> までの送迎 ③長期休業中に限り自宅から放課後等デイサービス、 <b>放課後クラブ、日中一時支援</b> までの送迎	■対象 ①身体障害者手帳の交付を受けている、視覚・聴覚障がいまたは全身性障がい(※)のある方。 ※上肢障がい1級かつ下肢障がい1級、または体幹機能障がい1級 ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、高次脳機能障がいの特性により外出時の移動に支援が必要な方 ■移動支援を利用できる「外出」の範囲 通学支援 都内の特別支援学校又は公立小学校・中学校への通学のうち、①～③に該当するもの。 ②学校から放課後等デイサービス事業所までの送迎 ③放課後等デイサービス事業所から自宅までの送迎(長期休業中のみ)	身体
74	車いすの無料貸出し	■問い合わせ先 渋谷区社会福祉協議会 地域支援事業課 地域福祉係 〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階 電話5457-2200 FAX3476-4904	■問い合わせ先 渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課 地域福祉係 〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階 電話5457-2200 FAX3476-4904	社会福祉協議会
77	手話通訳者の派遣(区の制度)	■問い合わせ先 渋谷区社会福祉協議会 地域支援事業課 地域福祉係 〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階 電話5457-2200 FAX3476-4904	■問い合わせ先 渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課 地域福祉係 〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階 電話5457-2200 FAX3476-4904	社会福祉協議会
77	要約筆記者の派遣(区の制度)	■問い合わせ先 渋谷区社会福祉協議会 地域支援事業課 地域福祉係 〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階 電話5457-2200 FAX3476-4904	■問い合わせ先 渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課 地域福祉係 〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階 電話5457-2200 FAX3476-4904	社会福祉協議会
79	点字広報・声の広報	渋谷区ニュース(月2回)発行元 広報コミュニケーション課広報プロモーション係	渋谷区ニュース(月2回)発行元 <del>広報コミュニケーション課広報係</del>	広報コミュニケーション課
82	対面相談サービス(中央・本町図書館で実施)	来館可能な区内在住・在勤・在学の方で、障がい、病気やけがなどにより読書が困難な方	来館可能な区内在住・在勤・在学の方で、障がい、病気やけがなどにより読書が困難な方	学びとスポーツ部図書館事業課
83	白根図書館サービスポイント	リフレッシュ水川図書館サービスポイント 東1-26-23 電話 5466-7700	<del>白根図書館サービスポイント 東4-9-1白根記念渋谷区郷土博物館一文字館 電話 3486-8800</del>	学びとスポーツ部図書館事業課
92	区立文化施設等の入館料・観覧料免除	白根記念渋谷区郷土博物館・文字館 桜が丘改修工事に伴い令和9年2月28日(日) (予定)まで休館	白根記念渋谷区郷土博物館・文字館	文化振興課
97	自動車税(環境性能別・種別別)・軽自動車税(環境性能別・種別別)	自動車税・軽自動車税の減免 ①障がいのある方のためにもっぱら使用する自動車に係る減免制度 一定の要件を満たす場合、自動車税・軽自動車税の減免を受けることができます。	自動車税(環境性能別・種別別)・軽自動車税(環境性能別・種別別)の減免 ①障がいのある方のためにもっぱら使用する自動車に係る減免制度 一定の要件を満たす場合、自動車税(環境性能別・種別別)・軽自動車税(環境性能別・種別別)の減免を受けることができます。	税務課
98	自動車税(環境性能別・種別別)・軽自動車税(環境性能別・種別別)	②構造上もっぱら障がいのある方の利用に供する自動車に係る減免制度 障がいのある方のためにもっぱら利用するため、車いすの昇降装置、固定装置または浴槽を取り付けるなどの特別仕様の自動車で、現に当該自動車の使用の目的のために供されているものについては、申請により自動車税の減免を受けることができます。 ■申請先等 税の種類 自動車税 軽自動車税 軽自動車税	②構造上もっぱら障がいのある方の利用に供する自動車に係る減免制度 障がいのある方のためにもっぱら利用するため、車いすの昇降装置、固定装置または浴槽を取り付けるなどの特別仕様の自動車で、現に当該自動車の使用の目的のために供されているものについては、申請により自動車税(環境性能別・種別別)の減免を受けることができます。 ■申請先等 税の種類 自動車税(環境性能別・種別別) 軽自動車税(環境性能別) 軽自動車税(種別別)	税務課
100	都営住宅の申し込み	要項(一部の住宅で一般の人より有利な当選率で受けられる場合があります。)カコ内表記。 車いす使用者世帯向け住宅(ポイント方式)	あきま車いす向け住宅(除選) <b>特許事業</b>	住宅政策課
103	生活福祉資金の貸付	■問い合わせ先 渋谷区社会福祉協議会 地域支援事業課 地域福祉係 〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階 電話5457-2200 FAX3476-4904	■問い合わせ先 渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課 地域福祉係 〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階 電話5457-2200 FAX3476-4904	社会福祉協議会
105	生活福祉資金の貸付(就職・自営業・技能習得)	■問い合わせ先 渋谷区社会福祉協議会 地域支援事業課 地域福祉係 〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階 電話5457-2200 FAX3476-4904	■問い合わせ先 渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課 地域福祉係 〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階 電話5457-2200 FAX3476-4904	社会福祉協議会
109	[コラム]障がい者支援事業所を紹介する冊子「つながりカタログ」を配布しています	電話 3780-9656	電話 3463-1922	施設
112	はあとびあキッズ(児童発達支援) ■費用	■対象 上記 0歳から2歳までの児童(年度内に満3歳に達した児童で、満3歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を含みます)は渋谷区の独自助成により無償化を実施します。		施設



